

事 務 連 絡
2025年4月吉日

各 位

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 田 村 綾 子 [公印略]

令和6年度障害者総合福祉推進事業成果物
『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン[改訂版]』および
当該ガイドラインを用いた研修プログラム資料のご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本協会事業に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協会では、厚生労働省の国庫補助事業として、令和6年度障害者総合福祉推進事業「退院促進措置における退院後生活環境相談員による支援の質の向上に資する研修に関する研究」（以下「本事業」という。）に取り組んでまいりました。

本事業は、2023（令和5）年度に同補助事業にて本協会が作成した『退院後生活環境相談員の運用ガイドライン』をさらにブラッシュアップして、改訂したものとなっております。

当該ガイドラインは、2024（令和6）年4月施行の改正精神保健福祉法の理念に基づき、病院と地域が一丸となって入院者の権利擁護および早期の退院支援を展開できるよう、退院後生活環境相談員に活用いただきたい内容となっております。また、退院後生活環境相談員のみならず、病院内多職種や、地域及び行政にて、入院されている方の支援に当たる方にも共有いただき、相互の協働の足掛かりとしていただきたいという願いも込めております。

冊子でご提供することができず大変恐縮ですが、成果物をご案内させていただきます。

ぜひとも貴機関・団体の会員様や、支部組織、ご関係機関や身近な方に情報提供いただきたいと存じます。その際には、下記URLをご紹介ください。

末尾ながら、本事業にご協力をいただきました関係者の皆さまには、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。今後とも本協会事業へのご理解とご協力を賜れば幸いです。

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

■令和6年度障害者総合福祉推進事業成果物掲載ページ

<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/202503r6houkoku.html>

本協会 Web サイトトップページ(<https://www.jamhsw.or.jp/>)>協会の動き>報告書



【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（木太、植木）

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@jamhsw.or.jp

退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン[改訂版]のご紹介

ガイドライン内容(目次)

I 本ガイドラインの活用にあたって

II 改正精神保健福祉法の概要

- 1 法改正の概要(一部)
- 2 退院後生活環境相談員に係る改正内容

III 退院後生活環境相談員としてかかわる上で押さえておくべきこと

- 1 退院後生活環境相談員の目的・役割
- 2 退院後生活環境相談員として大切な視点
- 3 法改正に伴う医療保護入院手続きについて【解説】

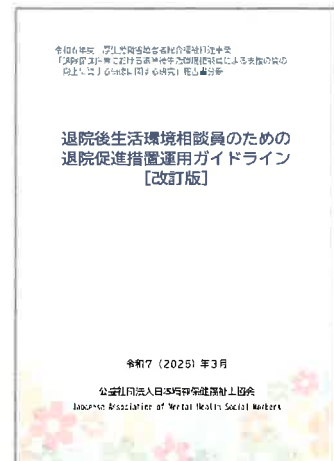
IV 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

- 1 選任後、速やかに行う支援
- 2 退院に向けた支援
 - (1)本人の意向を尊重した相談の実施
 - (2)退院への意思の確認
 - (3)希望する退院後の生活についての聴取
 - (4)地域援助事業者の紹介
 - (5)入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等実施の場合)
 - (6)退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整
[入院早期／入院中～退院に向けて／日頃から]の取り組み
- 3 医療保護入院者退院支援委員会
 - (1)医療保護入院者退院支援委員会開催の通知
 - (2)本人への開催日時・開催趣旨の丁寧な説明
 - (3)院内外の関係者の医療保護入院者退院支援委員会参加調整
 - (4)本人、出席した家族等・地域援助事業者等への審議結果の通知
- 4 入院期間の更新
 - (1)更新届の「退院に向けた取組の状況」の記載

措置入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

- 1 選任後、速やかに行う支援
- 2 地方公共団体による退院後支援計画の作成対象者である場合の業務
- 3 定期病状報告の退院に向けた取組の状況欄の記載



充実した コラム

- ◇ よりよい援助関係の構築のために
- ◇ 面接(かかわり)とアセスメント
- ◇ チームでかかわる: 院内の多職種連携
- ◇ 介護保険サービスの利用について
- ◇ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの活用
- ◇ 長期入院者への働きかけや退院支援委員会の持ち方
- ◇ 医療保護入院者退院支援委員会を形骸化させないために
- ◇ 任意入院後も可能な限り早期の退院支援の継続を

ご本人主体の支援のために、大切にいただきたい視点をコラムにしています



IV 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

IV-1 医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務

	入院時	選任後、速やかに行う支援	退院に向けた支援
医療保護入院の 手続き等	・入院の告知(指定医) ・同意者の要件(管理者)	・退院後生活環境相談員の選任(管理者) ※入院後7日以内に実施	
退院後生活環境相談員の 業務		(1)本人・家族等へ退院後生活環境相談員紹介と役割の説明等⇒24頁 (2)退院請求、精神科病院内の虐待等に関する相談体制、虐待通報窓口等の案内⇒26頁 (3)地域援助事業者の情報把握と連携⇒27頁	(1)本人の意向を尊重した相談の実施⇒30頁 (2)退院への意思の確認⇒31頁 (3)希望する退院後の生活についての聴取⇒33頁 (4)地域援助事業者の紹介⇒33頁 (5)入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等実施の場合)⇒36頁 (6)退院後の環境にかかる障害福祉サービス等の利用に向けた調整⇒38頁
パブリックツール等 (各種様式)	【様式9】医療保護入院に際してのお知らせ⇒69頁 【様式8】医療保護入院に関する家族等同意書⇒71頁 【様式1】市町村長医療保護入院同意依頼書⇒72頁	【様式10】医療保護入院者の入院届⇒73頁 【参考資料】退院後生活環境相談員の紹介文書⇒97～98頁	
相談員の 心構え	入院のきっかけ、入院前の生活環境、本人・家族の今後の希望、生活歴等をしっかり聞き、アセスメントしましょう		
	本人・家族の揺らぎに寄り添いながら退院に向けた支援を行いましょ。医・居・食・職・住・仲間などの調整を確認しましょう。		

入院期間の更新の検討が必要な場合		
医療保護入院者退院支援委員会 ⇒45頁～		
開催前	開催後	入院期間の更新
・指定医による診察 ・家族等への通知(管理者)	・医療保護入院者退院支援委員会の開催 ・審議記録に署名(管理者)	・本人・家族等への入院期間更新等の書面による告知(管理者) ・入院期間更新届の提出
(1)医療保護入院者退院支援委員会開催の通知⇒47頁 (2)本人への開催日時・開催趣旨の丁寧な説明⇒47頁 (3)院内外の関係者の医療保護入院者退院支援委員会参加調整⇒48頁	(4)本人、出席した家族等・地域援助事業者等への審議結果の通知⇒49頁	(1)更新届の「退院に向けた取組の状況」の記載⇒52頁
【別添様式1】医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ⇒76頁	【別添様式2】医療保護入院者退院支援委員会審議記録⇒77頁 【様式12-1】医療保護入院の入院期間の更新に関する通知(法施行規則第15条の15各号に該当しない場合)⇒78頁 【様式12-2】医療保護入院の入院期間の更新に関する通知⇒80頁	【様式13】医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書⇒82頁 【様式14】医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ⇒83頁 【様式15】医療保護入院者の入院期間更新届⇒85頁
日常的なかかわりを踏まえ、情報を共有しましょう		
継続してかかわりましょう		

ご紹介:ガイドラインの一部抜粋です

【医療保護入院の更新手続きの流れの例示】
(入院日:令和6年8月31日 初回の入院期間:3か月)

